

剣道・居合道および杖道錬士称号審査会要項

- 1 受審資格 (1)六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
(2)五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。
※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第21条2項の資格を有する者。なお、講習会の有効期間3年は、令和5年2月以降とする。
※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦審議会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。
※年齢基準は、審査当日 剣道(令和8年5月6日)居合道・杖道(令和8年5月3日)とする。
※全剣連社会体育指導員中級取得者は小論文提出を免除する。
- 2 申込方法 受審希望者は、所定の錬士受審申請書と封筒長3に封印した小論文(自筆、PC不可)、講習手帳を添え、守屋まで提出してください。
- 3 小論文 (1)課 題 剣道・居合道・杖道共に平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの剣道・居合道・杖道修業について述べなさい。
※参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
(2)字 数 400字以上800字以内
(3)用 紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）。用紙1～4行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上をホッチキスで止めること。（凡例参照）
(4)提 出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」・「居合道称号錬士受審」・「杖道称号錬士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記し封印すること。
- 4 審査の方法 (1)課 題 剣道・居合道・杖道共に平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえであなたの剣道・居合道・杖道修業について述べなさい。
※参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
(2)字 数 400字以上800字以内
(3)用 紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）。用紙1～4行目に表題と登録都道府県名である東京都と氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上をホッチキスで止めること。（凡例参照）
(4)提 出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」・「居合道称号錬士受審」・「杖道称号錬士受審」のうち該当するものを、裏に登録都道府県である東京都と自分の氏名を表記し封印すること。
- 5 申込締切 **2026年2月20日**
- 6 審査料 ¥17,000
- 7 登録料 ¥59,000 高齢者（70歳以上） ¥43,000

振込先： 三菱UFJ銀行 深川支店 086 普通 江東区剣道連盟 0516663

- 8 合格発表 審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付する。後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ（<https://www.kendo.or.jp/>）に合格者の氏名を掲載する。

- 9 個人情報保護法への対応

以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。